

倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第6号

倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例（平成12年倉吉市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第3章 略 第4章 <u>ふれあい広場</u> （第20条—第22条） 第5章・附則 略  （施設） 第4条 倉吉パークスクエア（以下「パークスクエア」という。）を構成する主要な施設は、次に掲げるとおりとする。 （1）・（2） 略 （3） ふれあい広場 <u>集いの森</u> 多目的広場  （行為の制限等） 第5条 略 2 <u>パークスクエアにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u> <u>（1） 行商、募金その他これらに類する行為をすること。</u> <u>（2） 業として写真又は映画を撮影すること。</u> <u>（3） 興業を行うこと。</u> <u>（4） その他パークスクエアの使用について教育委員会が特に認める行為</u> 3 教育委員会は、 <u>前2項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、パークスクエアへの入場を拒み、又はパークスクエアからの退去を命ずることができる。</u> 4 <u>前3項の規定中「教育委員会」とあるのは、集いの森及び第23条第1項の規定による飲食物その他物品の販売等を行うための許可に係る施設については「市長」と、倉吉市営温水プールについては「第16条に規定する指定管理者」と読み替えるものとする。</u>  第4章 <u>ふれあい広場</u>	目次 第1章～第3章 略 第4章 <u>広場</u> （第20条—第22条） 第5章・附則 略  （施設） 第4条 倉吉パークスクエア（以下「パークスクエア」という。）を構成する主要な施設は、次に掲げるとおりとする。 （1）・（2） 略 （3） ふれあい広場 <u>集いの広場</u> 多目的広場  （禁止行為） 第5条 略 2 教育委員会は、 <u>前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、パークスクエアへの入場を拒み、又はパークスクエアからの退去を命ずることができる。</u> 3 <u>前2項の規定中「教育委員会」とあるのは、第23条第1項の規定による飲食物その他物品の販売等を行うための許可に係る施設については「市長」と、倉吉市営温水プールについては「第16条に規定する指定管理者」と読み替えるものとする。</u>  第4章 <u>広場</u>

(ふれあい広場の占用)

第20条 ふれあい広場の全部又は一部を占用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 略

(使用料)

第21条 前条第1項の許可に係る占用については、別表第3に定める額を使用料として徴収する。

(準用規定)

第22条 第9条から第11条まで及び第13条から第15条までの規定は、第20条第1項の許可に係る占用について準用する。

別表第3 (第21条関係)

ふれあい広場使用料

区分	使用料
占用	略
備考	略

(行為の制限)

第20条 ふれあい広場、集いの広場及び多目的広場(以下「広場」という。)において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 展示会、博覧会その他これらに類する催しのため、広場の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) その他広場の使用について、教育委員会が特に認める行為

2 略

(使用料)

第21条 前条第1項の許可に係る使用については、別表第3に定める額を使用料として徴収する。

(準用規定)

第22条 第9条から第11条まで及び第13条から第15条までの規定は、第20条第1項に掲げる行為による広場の使用について準用する。

別表第3 (第21条関係)

広場使用料

区分	使用料
第20条第1項各号に <u>掲げる行為</u>	略
備考	略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第5条の許可その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。